

## 第4回 飯山市介護保険運営協議会会議録

日 時 平成26年11月14日(金)午後3:30～  
場 所 市役所4階 全員協議会室  
出席者 委員13人(欠席3人)  
傍聴者 なし

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

(飯山市地域包括支援センター運営協議会と地域密着型サービス運営委員会と共通)

第4回の運営協議会、地域密着、包括支援センターの会議ということでお集まりいただいております。公私ともお忙しい中、ありがとうございます。

今回は第6期の計画、また国会では解散風が吹いておりまして、関連につきましても事務局から説明があるかと思えます。ご審議よろしくお願いたします。

### 3 民生部長あいさつ

(飯山市地域包括支援センター運営協議会と地域密着型サービス運営委員会と共通)

お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

会長からお話がありましたように、国のほうでも解散の動きがあり、市では市議会議員選挙が控えております。

第6期計画策定に関連し、スケジュール法というものがございます。これにつきましても委員のみなさまにご承知おき願いたい部分ですので、また改めてご説明申し上げます。

本日は、3つの会議となりますがよろしくお願いたします。

### 4 協議事項

#### (1) 第6期介護保険事業計画策定について

##### ① 策定スケジュールについて

##### ② 基本的な指針について

##### ③ 新しい総合事業について

資料に基づき事務局が説明

#### 【質問】

委員) 総合事業について、住民活用はわかるが、市としてはどのような関わりをするのか。市では事業所を開設するということはないのか。

事務局) 市で直接事業所を開設することは考えておりません。現在の予防事業にかかる給付を参考として給付することとなります。

委員) 要支援者のための総合支援事業、訪問型サービスの類型について、具体的にはどのようなものになるのか。「現行の訪問介護相当」のうち、要支援者への身体介護は現在も行われているのか。

事務局) 現実的には要支援1・2で身体介護を必要とする人は極めて少ない状況となっています。訪問型サービスA～Dについて、具体的にサービス内容、報酬・単価等は今後協議会にお諮りしながら決定していくこととなります。

- (2) 飯山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

資料に基づき事務局が説明

【質問】

委員) 「事故報告」・「苦情対応」についてはどの程度までを想定しているのか。

事務局) 細かに事故の程度を定めてはおりませんが、現行ではケガ等をされ医療機関を受診したものについては、事故報告を提出するよう求めています。なお、文書の保存期限につきましては、国では2年間となっておりますが、県では当市同様5年とする条例を定めております。

- (3) その他

・サービス付高齢者住宅開設予定(蓮 伍位野交差点付近、44床)

- (4) 次回開催予定について

平成26年12月25日(木) 午後3時～

## 5 その他